

草津市公報

発行日 令和2年4月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 7 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例(市民課)	5
草津市監査委員条例の一部を改正する条例(監査委員事務局)	5
草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例(農林水産課)	5
草津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(職員課)	6
草津市手数料条例の一部を改正する条例(建築課)	6
草津市立草津クリアホール条例の一部を改正する条例(生涯学習課)	7
草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (子ども・若者政策課)	7
草津市長寿祝金条例の一部を改正する条例(長寿いきがい課)	7
草津市営住宅条例の一部を改正する条例(住宅課)	8
草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例(土木管理課)	9
草津市農業集落排水処理施設条例を廃止する条例(農林水産課)	12
草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例(上下水道施設課)	13
草津市介護保険条例の一部を改正する条例(介護保険課)	13
草津市税条例等の一部を改正する条例(税務課)	14
草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(税務課)	16

◎ 規 則

草津市が管理する市道の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則(道路課)	17
草津市まちづくり協議会交付金規則の一部を改正する規則(まちづくり協働課)	18
草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(職員課)	21
令和元年改正条例付則第4項の規定による住居手当に関する規則(職員課)	23
草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める 事務を定める規則および草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則(健康増進課)	24
草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則(健康増進課)	24
草津市契約規則の一部を改正する規則(契約検査課)	25
草津市建設工事執行規則の一部を改正する規則(契約検査課)	25
草津市会計年度任用職員の任用等に関する規則(職員課)	27
草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(職員課)	28
草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則(職員課)	36
草津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則(生活支援課)	39
草津市附属機関運営規則の一部を改正する規則(農林水産課)	41

草津市介護保険特別給付ナイトデイサービス実施規則の一部を改正する規則（介護保険課）	41
草津市指定地域密着型サービス事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例および草津市地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する 条例の一部の施行期日を定める規則（介護保険課）	42
草津市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（介護保険課）	42
草津市長寿祝金条例施行規則の一部を改正する規則（長寿いきがい課）	43
草津市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）	43
草津市児童育成クラブ条例施行規則の一部を改正する規則（子ども・若者政策課）	48
草津市会計規則の一部を改正する規則（会計課）	49
草津市立図書館会議室等使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則（図書館）	49
草津市要保護児童対策地域協議会運営規則の一部を改正する規則（家庭児童相談室）	50
草津市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則（家庭児童相談室）	50
草津市税規則の一部を改正する規則（税務課）	50
草津市職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則（職員課）	52
草津市退職手当審査会規則の一部を改正する規則（職員課）	54
草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則（職員課）	54
草津市病児・病後児保育の実施に関する規則等の一部を改正する規則（人権政策課）	57

◎ 訓 令

草津市職員公舎貸付規程の一部を改正する訓令（職員課）	59
草津市事務決裁規程および草津市文書規程の一部を改正する訓令（職員課）	59

◎ 告 示

保護樹木の指定解除案にかかる縦覧について（環境政策課）	63
草津市みんなでトーク実施要綱の一部を改正する要綱（まちづくり協働課）	63
草津市市税に係る課税証明書等交付業務囑託職員に関する要綱を廃止する要綱（まちづくり協働課）	64
草津市ブロック塀等改修促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱（建築課）	64
草津市危険木造建築物解体費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（建築課）	64
草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱（幼児施設課）	64
草津市滋賀型地域活動支援センター運営事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	66
草津市蓄電池等設置費補助金交付要綱を廃止する要綱（くさつエコスタイルプラザ）	66
草津市重症心身障害者通所施設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	66
草津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（建築課）	66
草津市一般介護予防事業実施要綱の一部を改正する要綱（長寿いきがい課）	67
草津市地域再生推進協議会開催要綱の一部を改正する要綱（都市計画課）	68
草津市あおばな啓発事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱（農林水産課）	68
草津市改良住宅譲渡代金延納取扱要綱の一部を改正する要綱（住宅課）	68
草津市妊婦健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	68
草津市介護予防・日常生活支援総合事業事業者の指定について（介護保険課）	70
草津市救急病院運営補助金交付要綱（健康増進課）	70
道路の区域変更について（土木管理課）	71
道路の区域決定について（土木管理課）	75
道路の供用開始について（土木管理課）	75

歩行者専用道路の指定について（土木管理課）	77
草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金要綱の一部を改正する要綱（子ども・若者政策課）	78
公示送達について（税務課）	78
特定子ども・子育て支援施設等の確認について（幼児課）	79
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（税務課）	79
固定資産の価格等の決定について（税務課）	79
草津市就業資格取得支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	79
草津市職員提案制度に関する要綱および草津市行政システム改革推進本部会議設置要綱の一部を改正する要綱（行政経営課）	79
草津市宿場街道景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱（都市計画課）	80
草津市東海道草津宿本陣通り景観形成事業交付金交付要綱の一部を改正する要綱（都市計画課）	80
予算および決算の要領について（総務課）	80
草津市市災見舞金および災見舞金交付要綱の一部を改正する要綱（生活支援課）	81
草津市生活困窮者等支援会議設置要綱（生活支援課）	81
草津市ガーデニングサークル活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱（公園緑地課）	83
草津市漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	83
草津市英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱（学校政策推進課）	83
草津市機構集積協力金交付要綱の一部を改正する要綱（農林水産課）	83
草津市重度心身障害（児）者等自動車燃料費・福祉タクシー等運賃助成事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	84
草津市コミュニティFM放送設備更新事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（広報課）	85
草津市臨時職員等の給与・勤務条件に関する要綱を廃止する要綱（職員課）	85
草津市市街地再開発事業利子補給金交付要綱を廃止する要綱（都市再生課）	94
認可地縁団体の変更について（まちづくり協働課）	94
草津市健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	94
指定代理納付者の指定について（広報課）	94
令和2年国勢調査草津市実施本部設置要綱（企画調整課）	95
公印の新調および廃止について（総務課）	96
草津市情報化推進懇話会開催要綱（経営戦略課）	96
草津市情報化推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）	97
草津市情報セキュリティ委員会設置要綱の一部を改正する要綱（経営戦略課）	98
指定代理納付者の指定について（納税課）	98
草津市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（上下水道施設課）	98
草津市家庭児童相談室の設置および運営に関する要綱および草津市家庭相談員設置要綱を廃止する要綱（家庭児童相談室）	99
草津市少年補導委員会補助金交付要綱の一部を改正する要綱（子ども家庭課）	99
草津市徘徊高齢者等探索システム利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（長寿いきがい課）	99
草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱（長寿いきがい課）	101
公示送達について（納税課）	104
草津市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会設置要綱の一部を改正する要綱（保険年金課）	105
草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱（商工観光労政課）	105
草津市通学費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱（人権政策課）	106
草津市子育てサークル活動支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	110
草津市住宅マスタープラン等検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱（住宅課）	110

草津市南草津エリアまちづくり推進懇話会開催要綱（都市計画課）	110
草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱を廃止する要綱（幼児課）	111
草津市私立幼稚園保育料補助金交付要綱を廃止する要綱（幼児課）	111
公示送達について（介護保険課）	112
公金の収納および徴収事務の委託について（総務課）	112
住民票の職権消除について（市民課）	120
アーバンデザインセンターびわこ・くさつ事業運営懇話会開催要綱の一部を改正する要綱 （草津未来研究所）	120
草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱（長寿いきがい課）	120
◎ 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	121
都市公園の区域決定について（プール整備事業推進室）	122
農用地利用集積計画について（農林水産課）	122
草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について（上下水道施設課）	122
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	123
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	124
農業振興地域整備計画変更縦覧について（農林水産課）	124
都市公園の共用開始について（公園緑地課）	124
草津市児童遊園の利用開始について（公園緑地課）	125
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）	125
草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定について（上下水道施設課）	128
◎ 教育委員会規則	
草津市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（学校教育課）	128
草津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（学校政策推進課）	129
草津市立図書館管理規則の一部を改正する規則（図書館）	129
◎ 教育委員会訓令	
草津市立学校事務の共同実施に関する規程（学校教育課）	130
草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（教育総務課）	132
◎ 教育委員会告示	
草津市中学校運動部活動指導員配置要綱を廃止する要綱（スポーツ保健課）	133
草津市学校県費教職員の諸手当認定事務審査会設置要綱および草津市学校事務共同実施推進協議会要綱を 廃止する要綱（学校教育課）	133
草津市立学校臨時教員に関する要綱を廃止する要綱（学校教育課）	133
草津市史跡草津宿本陣管理員に関する要綱を廃止する要綱（草津宿交流街道館）	133
公印の新調および廃止について（教育総務課）	133
草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	134
草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱を廃止する要綱（歴史文化財課）	134
◎ 監査委員告示	
草津市監査委員監査基準について	135

草津市監査委員監査規程の一部を改正する規程	137
令和元年度監査実施分の措置状況の公表について	138
令和元年度監査結果の公表について	141
◎ 農業委員会告示	
草津市農業委員会総会の招集について	143
◎ 水道事業管理規程	
草津市上下水道部事務分掌規程および草津市上下水道部事務決裁規程の一部を改正する規程 （上下水道総務課）	143
草津市上下水道部職員の併任に関する規程等の一部を改正する規程（上下水道総務課）	144
草津市農業集落排水処理施設条例施行規程等を廃止する規程（農林水産課）	145
◎ 上下水道事業告示	
草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）	145
公共下水道の供用および処理開始について（上下水道施設課）	145
公金の収納事務の委託について（上下水道総務課）	146

条 例

草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第1号

草津市印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例

草津市印鑑の登録および証明に関する条例（昭和54年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第2号

草津市監査委員条例の一部を改正する条例

草津市監査委員条例（昭和39年草津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第196条第4項」を「同条第4項」に改める。

第3条第1項中「以下」を削る。

第5条の見出し中「臨時」を「随時」に改め、同条中「法第199条第6項」を「法第199条第2項または第5項」に、「緊急の必要」を「特別の理由」に改める。

第6条を削る。

第7条中「緊急の必要があると認めた」を「特別の理由がある」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第242条第1項」の右に「、第243条の2

の第3項」を加え、「第243条の2第3項」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公営企業法」という。）第27条の2第1項および第34条」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条中「法第235条の2第2項」の右に「および公営企業法第27条の2第1項」を加え、「以下」を削り、「緊急の必要があると認めた」を「特別の理由がある」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

第12条中「および」の右に「第241条第5項、」を加え、「ならびに地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公営企業法」という。）」を「、公営企業法」に改め、「第30条第2項」の右に「ならびに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項および第22条第1項」を加え、同条を第11条とする。

第13条を第12条とする。

第14条中「法第242条第1項」を「法第233条第2項」に改め、「第30条」の右に「第2項」を加え、同条を第13条とする。

第15条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(公表の方法)

第15条 監査委員の行う公表は、草津市公告式条例（昭和29年草津市条例第1号）に定める公示の例による。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定（同条を第13条とする改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第3号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例
草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1草津市農業委員会委員選考委員会の項の次に次のように加える。

草津市農業振興計画審議会	草津市農業振興計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
--------------	--	-------

別表第1に次のように加える。

草津市産業振興計画審議会	草津市産業振興計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内
草津市多文化共生推進プラン策定委員会	草津市多文化共生推進プランを策定するために必要な事項の調査審議に関する事務	10人以内

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第4号

草津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長もしくは市の委員会の委員もしくは委員または市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額か

ら、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
 - (2) 副市長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員または監査委員 4
 - (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員または固定資産評価審査委員会の委員 2
 - (4) 市の職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1
- 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第5号

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第47項第4号ア中「認定を受けようとする建築物」を「法第29条第3項に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）」に改め、「1件についての手数料の額」の右に「（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）」を加え、同号イ中「認定を受けようとする」を「申請建築物または他の」に改め、「1件についての手数料の額」の右に「（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）」を加え、同号ウ中「認定を受けようとする」を「申請建築物または他の」に改め、「1件についての手数料の額」の右に「（複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の額）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市立草津クリアホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第6号

草津市立草津クリアホール条例の一部を改正する条例

草津市立草津クリアホール条例（平成26年草津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第9条第1項」を「前条第1項」に改め、「（活動室を使用する者を除く。）」を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第7号

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第5項」を「第7項」に改め、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 前項各号のいずれかに該当する者であって、2年以内に前項に規定する研修を修了する予定のものとして放課後児童健全育成事業者が認めるものを、同一の放課後児童健全育成事業者につき1回に限り、放課後児童支援員とみなすことができる。

5 放課後児童健全育成事業者は、前項の規定により放課後児童支援員とみなしたときは、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市長寿祝金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第8号

草津市長寿祝金条例の一部を改正する条例

草津市長寿祝金条例（平成9年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条を次のように改める。

（受給資格の喪失）

第4条 第2条に定める受給資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1) 受給を辞退したとき。

(2) その他市長が長寿祝金の支給が適当でないと認めたとき。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第9号

草津市営住宅条例の一部を改正する条例

草津市営住宅条例（平成9年草津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「公営住宅」を「市営住宅」に改める。

第6条第2項各号列記以外の部分中「該当する者は」の右に「、規則で定める規格の市営住宅に限り」を加える。

第7条中「公営住宅」を「市営住宅」に改める。

第9条第4項中「ついては、」の右に「規則に定めるところにより公開抽選において優遇し、または」を加える。

第10条第1項中「箇所」を「住戸」に改め、同条第2項中「または次の入居者公募までの間に既存入居者が公営住宅を立退いたとき」を削る。

第11条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第42条第1項中「第13条まで、第16条から」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、これらの規定中（第15条を除く。）「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第17条第1項中「第32条第1項または第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日または明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項」とあるのは「第41条第1項（第7号を除く。）」に読み替えるものとする。

第43条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に掲げる金額」を「158,000円」に改め、同条各号を削る。

第44条を次のように改める。

（家賃の決定等）

第44条 改良住宅の毎月の家賃は、旧法第12条第1項

に規定する法定限度額を限度として、第42条において準用する第14条の規定により算出した額とする。

2 次条第1項において収入基準超過があると決定された入居者（以下「収入超過者」という。）の毎月の家賃は、前項の規定により算出した額に第47条に規定する割増賃料を加えた額を限度として、第42条において準用する第14条の規定により算出した額とする。

第45条の見出しを「（収入超過者の決定等）」に改め、同条第1項中「各入居者の収入」を「第42条において準用する第15条第3項の規定により認定する収入」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「第43条第1号に掲げる場合は、139,000円、同条第2号に掲げる場合にあっては、114,000円」を「158,000円」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「収入基準超過があると決定された入居者（以下「収入超過者」という。）」を「収入超過者」に、「割増賃料」を「家賃」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「第4項」を「第3項」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とする。

第47条第2項の表を次のように改める。

入居者の収入	倍率
158,000円を超え191,000円以下の場合	0.5
191,000円を超える場合	0.8

第47条第3項中「および第17条第3項」を「から第18条まで」に改める。

第49条第1項中「市長は、」の右に「第42条において準用する」を、「徴収猶予」の右に「、第44条の規定により決定する家賃」を加え、「による収入に関する決定、」を「により算出する割増賃料および」に改め、「および第38条の規定による市営住宅への入居等」を削る。

第50条中「前5条」を「第46条および第48条」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第41条の改正規定 令和2年4月1日

(2) 第42条から第45条まで、第47条、第49条および

第50条の改正規定ならびに別表第2を削り、別表第1を別表とする改正規定ならびに付則第7項の規定 令和2年7月1日

(入居者の資格に関する経過措置)

2 この条例による改正後の草津市営住宅条例(以下「新条例」という。)第6条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の入居の申込みから適用し、施行日において既に単身で入居している者については、適用しない。

(住宅の明渡請求に係る利息に関する経過措置)

3 第41条の改正規定の施行の前日に到来した支払期に係るこの条例による改正前の草津市営住宅条例(以下「旧条例」という。)第41条第3項に規定する利息は、なお従前の例による。

(改良住宅の家賃に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に改良住宅(第42条第1項ただし書に係る改良住宅を除く。)に入居している者の家賃については、令和3年3月31日までの間は、新条例第42条から第47条まで、第49条および第50条の規定は適用せず、旧条例第42条から第47条まで、第49条、第50条および別表第2の規定は、なおその効力を有する。

5 令和3年4月1日において現に前項に規定する改良住宅に入居している者の令和3年度から令和9年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第44条の規定による家賃の額が旧条例第44条に規定する別表第2による家賃の額を超える場合にあっては、新条例第44条の規定による家賃の額から旧条例第44条に規定する別表第2による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第44条に規定する別表第2による家賃の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
令和3年度	0.06
令和4年度	0.13
令和5年度	0.21
令和6年度	0.3
令和7年度	0.42
令和8年度	0.57
令和9年度	0.76

6 新条例第44条、第45条および第47条の規定による家賃決定に関し必要な手続その他の行為は、付則第4項の規定にかかわらず、令和3年3月31日以前に

においても新条例の例によりすることができる。

(草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

7 草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年草津市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1草津市立発達支援センター条例(平成18年草津市条例第40号)による使用料の減免に関する事務であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

草津市営住宅条例(平成9年草津市条例第17号)に規定する改良住宅(小集落地区改良事業制度要綱(昭和45年建設省住街発第31号)に基づく改良住宅に限る。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理もしくは家賃もしくは敷金の決定もしくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

草津市営住宅条例に規定する改良住宅(小集落地区改良事業制度要綱に基づく改良住宅に限る。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	外国人に対する生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第10号

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例

(草津市道路占用料条例の一部改正)

第1条 草津市道路占用料条例(昭和59年草津市条例

第18号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条第1項関係)

占有物件		占有料	
		単位	額(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第一種電柱	1本につ	730
	第二種電柱	き1年	1,100
	第三種電柱		1,500
	第一種電話柱		650
	第二種電話柱		1,000
	第三種電話柱		1,400
	その他の柱類		65
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7
	地下に設ける電線その他の線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	640
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	390
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	1,300
	郵便差出箱および信書便差出箱		550
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,300	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,300	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		59
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		78

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		160	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		270	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		390	
	外径が1メートル以上のもの		780	
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	1,300	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		2,100	
地下に設ける通路		1,300		
その他のもの		1,300		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	43	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	430	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	430
	その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	4,300

標識		1本につき1年	1,000			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	43			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの	1本につき1月	430			その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	43	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	430			その他のもの	Aに0.01を乗じて得た額
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,300	政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		2,100				その他のもの
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積	1,300	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	
政令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積	430	政令第7条第12号に掲げる器具			
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		1平方メートルにつき1月	130				
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積	Aに0.014を乗じて得た額				
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額				
地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額					

政令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上または 高速自動車国道もし しくは自動車専用道 路（高架のものに限 る。）の路面下に設 けるもの	Aに 0.014を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに 0.023を 乗じて 得た額
	その他のもの	Aに 0.033を 乗じて 得た額

（草津市駅前広場管理条例の一部改正）

第2条 草津市駅前広場管理条例（昭和44年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条第1項、第8条第1項関係）

占用の区分		占用料の額	占用の 期間
路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる事業として運行されるものをいう。）	自動車検査証に記載された長さが12メートル以下の車両	承認（人の乗降のために一時的に停止する目的で利用する場合をいう。以下同じ。） 2,300円	1区画につき1月 1年以内
	自動車検査証に記載された長さが12メートルを超える車両であって、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第	駐車（人の乗降のために継続的かつ独占的に利用する場合をいう。以下同じ。） 4,500円	1区画につき1月 1年以内
		承認 3,600円	1区画につき1月 1年以内
	駐車	7,100円	1区画につき1月 1年以内

	55条に基づく認定を受けた車両		
タクシー（道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業として運行されるものをいう。）	承認	1区画につき1月 1,300円	1年以内
	駐車	1区画につき1月 2,500円	1年以内
その他のもの		草津市道路 占用料条例 （昭和59年 草津市条例 第18号）に 規定する占 用料の例に よる。	その都 度市長 が定め る期間

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用許可期間に係る占用料について適用し、施行日前の占用許可期間に係る占用料については、なお従前の例による。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市農業集落排水処理施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第11号

草津市農業集落排水処理施設条例を廃止する条例

草津市農業集落排水処理施設条例（昭和61年草津市条例第30号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の農業集落排水処理施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前の条例第14条第4項の規定による排水設備新設負担金については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第12号

草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年草津市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項各号列記以外の部分中「、計画処理人口および処理能力」を「および計画処理人口」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 予定処理区域 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画における処理区域
- (2) 計画処理人口 134,380人

(草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例(昭和56年草津市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項を削る。

(草津市重要な公の施設に関する条例の一部改正)

第3条 草津市重要な公の施設に関する条例(昭和53

年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第33号」を「第32号」に改める。

別表中第32号を削り、第33号を第32号とする。

(草津市農業集落排水処理施設使用料条例および草津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例の廃止)

第4条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 草津市農業集落排水処理施設使用料条例(平成元年草津市条例第13号)
- (2) 草津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例(昭和61年草津市条例第31号)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に廃止前の草津市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例の規定に基づき市長が徴収した分担金は、草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例の規定により徴収した負担金とみなす。

3 施行日前の農業集落排水処理施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第13号

草津市介護保険条例の一部を改正する条例
草津市介護保険条例(平成12年草津市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成

31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「26,600円」を「21,200円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「26,600円」を「21,200円」に、「44,300円」を「35,400円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「26,600円」を「21,200円」に、「51,300円」を「49,600円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市介護保険条例第8条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(令和2年4月1日揭示済み)

草津市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第14号

草津市税条例等の一部を改正する条例

(草津市税条例の一部改正)

第1条 草津市税条例(昭和45年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「第66条の7第4項および第10項」を「第66条の7第5項および第11項」に改める。

第61条第9項および第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出しおよび同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号また

は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号または第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡または消費等について、第98条第1項または第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号または第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第151条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項、第23項、第24項、第26項、第28項から第31項まで、第33項または第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項または第33項」に改める。

付則第5条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

付則第7条中「または法」を「または」に改める。

付則第7条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改

め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 17 固定資産税に係る法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

付則第7条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第27項を同条第25項とする。

付則第8条の2の見出しおよび同条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

付則第9条、第10条および第12条中「または法」を「または」に改める。

付則第14条の3を削る。

付則第14条の4（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同条を付則第14条の3とする。

付則第14条の5（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同条を付則第14条の4とする。

付則第15条の2第1項および第2項中「第19項」

を「第18項」に、「または法」を「または」に改める。

付則第15条の2第3項から第5項までの規定中「第19項」を「第18項」に、「または法」を「または」に改める。

付則第16条中「第19項」を「第18項」に、「または法」を「または」に改める。

付則第18条中「第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項までもしくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項もしくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に改める。

付則第21条の2第1項および第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

（草津市税条例の一部を改正する条例の一部改正）
第2条 草津市税条例の一部を改正する条例（平成31年草津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

付則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

付則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

付則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

付則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

付則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（草津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）
第3条 草津市税条例等の一部を改正する条例（平成28年草津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

付則第3条の3中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（草津市税条例の一部を改正する条例の一部改正）
第4条 草津市税条例の一部を改正する条例（平成29年草津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(草津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 草津市税条例等の一部を改正する条例(平成30年草津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

付則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の草津市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋および償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間

に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例付則第18条の規定の適用については、同項中「第47項もしくは第48項」とあるのは、「もしくは第47項」とする。

(令和2年4月1日掲示済み)

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第15号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例(昭和30年草津市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(令和2年4月1日掲示済み)

規 則

草津市が管理する市道の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第8号

草津市が管理する市道の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則

草津市が管理する市道の構造の技術的基準を定める規則（平成25年草津市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自転車通行帯

第4条第7項中「の車道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1項を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自転車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路（自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員を定めるに当たっては、当該

道路の自転車の交通の状況を考慮するものとする。

第10条第1項中「第3種」の右に「（第4級および第5級を除く。次項において同じ。）」を、「第4種」の右に「（第3級および第4級を除く。同項において同じ。）」を、「の道路」の右に「で設計速度が60キロメートル毎時以上であるもの」を加え、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が60キロメートル毎時以上であるもの（」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の右に「または自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の右に「もしくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第41条第1項および第2項中「第8条」の右に「、第8条の2第3項」を加える。

第42条第1項中「とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める幅員まで縮小することができる。

(1) 自転車の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車の安全かつ円滑な通行に支障がない場合 2メートル

(2) トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合において、自転車の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき 1.5メートル

第42条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、第1項ただし書または前項ただし書の規定の適用を受ける自転車専用通路および自転車歩行者専用道路については、この限りでない。

第42条第1項の次に次の1項を加える。

2 自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める幅員まで縮小することができる。

(1) 自転車および歩行者の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車および歩行者の安全かつ円滑な通行に支障がない場合 3メートル

(2) トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、自転車および歩行者の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき。 2メートル

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年3月25日揭示済み)

草津市まちづくり協議会交付金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第9号

草津市まちづくり協議会交付金規則の一部を改正する規則

草津市まちづくり協議会交付金規則（平成24年草津市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第1項の表を次のように改める。

交付金の種類	交付の対象となる取組み	交付金の額
地域まちづくり一括交付金	1 事業費 (1) ふれあい推進に関する取組み (2) 担い手確保、町内会等加入促進に関する取組み (3) 環境美化に関する取組み (4) 防犯・防災等の安全に関する取組み (5) 交通安全に関する取組み (6) 高齢者福祉に関する取組み (7) 人権・同和問題の解決に向けた取組み (8) 福祉の推進に関する取組み	市長が予算の範囲内で定める額とし、事業費に対する交付金の額は、別表第2に掲げる額の合計額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

	(9) 体育振興や健康づくりに関する取組み (10) 青少年の健全育成に関する取組み (11) 子どもの生きる力を育む取組み (12) その他まちづくりに関する取組み 2 事務費 協議会の職員雇用に関する必要経費および協議会の運営に関する必要経費	
地域課題解決応援交付金	将来を見据えた地域の課題解決や魅力発掘のために必要な取組み	市長が予算の範囲内で定める額で、過年分を含め総額250万円を限度とする。ただし、1会計年度における交付金の額は150万円を限度とする。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条第1項各号を次のように改める。

(1) 地域まちづくり一括交付金 地域まちづくり一括交付金収支予算書（別記様式第2号）

(2) 地域課題解決応援交付金 地域課題解決応援交付金収支予算書（別記様式第3号）

第5条第2項中「別記様式第6号」を「別記様式第4号」に改める。

第6条第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第5号」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「別記様式第8号」を「別記様式第6号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 地域まちづくり一括交付金 地域まちづくり一括交付金事業報告書（別記様式第7号）

(2) 地域課題解決応援交付金 地域課題解決応援交付金事業報告書（別記様式第8号）

(3) その他市長が必要と認める書類

第8条第3項中「がんばる地域応援交付金」を「地域課題解決応援交付金」に改める。

第9条中「別記様式第12号」を「別記様式第9号」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

区分	限度額の算定方法
均等割	予算額に100分の40を乗じて得た額を協議会の数で除して得た額(千円未満切り捨て)
世帯割	予算額に100分の30を乗じて得た額に、各協議会区域内の世帯数を乗じ、本市の総世帯数で除して得た額(千円未満切り捨て)
高齢者割	予算額に100分の30を乗じて得た額に、各協議会区域内の高齢者人口を乗じ、本市の高齢者人口で除して得た額(千円未満切り捨て)

備考

- 「予算額」とは、当該年度の交付金の予算額をいう。
- 区域内の世帯数、本市の総世帯数、区域内および本市の高齢者人口は当該交付申請のあった日の属する年度の前年度の10月31日を基準日として算出するものとする。
- 備考2の世帯数および人口は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている世帯、高齢者の数により算出するものとする。この場合において、65歳以上の者を高齢者とする。

別記様式第1号から別記様式第9号までを次のように改める。

別記様式第1号（第4条第1項関係）

交付金の種別	交付額(千円)
地域まちづくり一括交付金	
地域課題解決応援交付金	

振込先	振込先住所		振込先名
	郵便番号	住所	
全振込先			
振込先			
口座名義人	※通信の各表欄に記載されているとおり名称を記入してください。		

【注】
*地域まちづくり一括交付金及び地域課題解決応援交付金は、協議会単位で申請するものとする。

様式第2号（第4条第1項関係）
地域まちづくり一括交付金取支予算書
1 収入

区分	予算額(円)	摘要
合計		

2 支出

取組み項目	取組み予定の内容(詳細)	予算額(円)
合計		

事務局
協議会の職員費用に関する経費

区分	予算額(円)	摘要
合計		

協議会の運営に関する経費

区分	予算額(円)	摘要
合計		

様式第3号（第4条第1項関係）
地域課題解決応援交付金取支予算書

収入の内訳		単位(円)
区分	予算額	積立内訳
合計		

支出の内訳		単位(円)
支出名	予算額	積立内訳
合計		

様式第4号（第5条第2項関係）

年 月 日

草津市長

協議会長



草津市まちづくり協議会交付金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請請求のあった草津市まちづくり協議会交付金については、草津市まちづくり協議会交付金規則第5条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定したので、同規則第5条第2項の規定により通知します。

交付金の種別

交付金本額 金 円

交付決定額 金 円

様式第5号（第4条第2項関係）

年 月 日

草津市長

宛

(申請者)

所在

協議会名

代表者氏名



草津市まちづくり協議会交付金変更交付申請書

年 月 日付で決定のあった草津市まちづくり協議会交付金について、内容に変更が生じたことから、草津市まちづくり協議会交付金規則第6条第1項の規定により関係予算を修正して申請します。

1. 変更の理由

2. 変更交付申請額

交付金の種別	変更前の交付決定額(円)	変更後の交付決定額(円)
地域まちづくり一括交付金		
地域課題解決応援交付金		

【添付書類】

- ・地域まちづくり一括交付金収支報告書（地域まちづくり一括交付金事業の場合）
- ・地域課題解決応援交付金収支報告書（地域課題解決応援交付金事業の場合）

様式第6号（第8条第1項関係）

年 月 日

草津市長

宛

所在

協議会名

代表者氏名



草津市まちづくり協議会交付金実績報告書

年 月 日付で交付のあった草津市まちづくり協議会交付金について、草津市まちづくり協議会交付金規則第8条第1項の規定により関係予算を修正して実績を報告します。

交付金の種別	該当する交付金に〇印
地域まちづくり一括交付金	
地域課題解決応援交付金	

【添付書類】

- ・実績報告書

様式第7号（第8条第1項関係）

地域まちづくり一括交付金事業報告書

1. 収入

区分	決算額(円)	摘要
合計		

2. 支出

事業費

取組み項目	取組み概要 期、曜、住居、多国籍	決算額(円)	決算額の内訳(円)	
			対象経費	対象外経費
合計				

事務費

協議会の職員雇用に関する経費

区分	決算額(円)	決算額の内訳(円)		摘要
		対象経費	対象外経費	
合計				

協議会の運営に関する経費

区分	決算額(円)	決算額の内訳(円)		摘要
		対象経費	対象外経費	
合計				

※ 前年度の支出が確認できる書類については、まちづくり協議会で5年間保存し、留期間示できるようにしておいてください。

様式第8号(第8条第1項関係)
地域課題解決応援交付金半英報告書

(取入の部)

区分	決算額(円)	概要
合計		

(支出の部)

事業名	決算額(円)	決算額の内訳(円)		実施内容、決算額内訳
		対象経費	対象外経費	
合計				
繰越金				

※ 前年度等支出が確認できる旨については、まちづくり協議会で5年間保存し、常時同示できるようにしてください。

様式第9号(第9条関係)

年 月 日 号
 草津市長 橋川 渉
 草津市まちづくり協議会交付金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度草津市まちづくり協議会交付金については、草津市まちづくり協議会交付金交付規則第9条の規定により下記のとおり交付金額の額を確定したので通知します。

記
 交付金の総額
 交付決定額 全 費
 在室額 全 費

別記様式第10号から別記様式第12号までを削る。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置等)
- この規則による改正後の草津市まちづくり協議会交付金規則の規定は、令和2年度以後の予算により支出する交付金について適用し、令和元年度分以前

の予算により支出された交付金については、なお従前の例による。

- 地域課題解決応援交付金を申請できる期間は、令和2年度から令和5年度までとする。
- 第3条第1項の表に規定する地域課題解決応援交付金については、令和6年度へ余剰金の繰越は行えないものとする。

(令和2年3月27日揭示済み)

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第10号

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年草津市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第7昇格時号給対応表口教育職給料表昇格時号給対応表2級の欄中

46	45
46	46
47	46
47	46
48	47
48	47
49	47
49	48
50	48
50	48
51	49
51	50
52	51

」を 「」に、

62	61
----	----

62
62
62
63
63
63
63
63
63
64
64
64

62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63

」を 」に

改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月27日掲示済み)

令和元年改正条例付則第4項の規定による住居手当に関する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第11号

令和元年改正条例付則第4項の規定による住居手当に関する規則

(適用除外職員)

第1条 草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年草津市条例第29号。以下「改正条例」という。)付則第4項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 改正条例第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の草津市職員の給与に関する条例(以下「改正前条例」という。)第14条の3第1項に該当していた職員であって、改正前条例第14条の3の規定を適用するとしたならば同条第1項に該当しないこととなる職員
- (2) 改正条例付則第4項に規定する旧手当額が2千

円以下となる職員

- (3) 前2号に掲げる職員に準ずる職員として市長が定める職員

(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

第2条 改正条例付則第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前条例第14条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

- (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた改正条例付則第4項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この号および次号において「旧家賃月額」という。)より高い場合 旧家賃月額
- (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合 変更後の家賃の月額

(確認および決定)

第3条 任命権者(その委任を受けた者を含む。)は、施行日の前日に改正前条例第14条の3の規定により支給されていた住居手当に係る事実(令和2年3月2日から施行日までの間における当該住居手当に係る家賃の月額の変更を含む。)を草津市職員の給与に関する規則(昭和40年草津市規則第12号の2。第5条において「給与規則」という。)第11条の4第2項に規定する住居手当認定簿その他の資料により確認し、当該住居手当を受けていた職員が改正条例付則第4項の職員たる要件を具備する場合は、施行日において支給すべき同項の規定による住居手当の月額を決定しなければならない。

(支給の始期および終期)

第4条 改正条例付則第4項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)または令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

(給与規則の準用)

第5条 給与規則第11条の3から第11条の7(第11条の6第1項を除く。)の規定は、改正条例付則第4項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、給与規則第11条の3第1項中「新たに条例第14条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「草津市職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例（令和元年草津市条例第29号）付則第4項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、給与規則第11条の4第1項中「決定し、または改定」とあるのは「改定」と、同条第2項中「前項」とあるのは「令和元年改正条例付則第4項の規定による住居手当に関する規則（令和2年草津市規則 号）第3条または前項」と、給与規則第11条の6第2項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、改正条例付則第4項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（令和2年3月27日掲示済み）

草津市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則および草津市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第12号

草津市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則および草津市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

（草津市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部改正）

第1条 草津市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年草津市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第6条中、「同要綱第7条の予防接種の費用の徴収に関する事務」を「同要綱第9条の予防接種の接種料の免除に関する事務」に改める。

（草津市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部改正）

第2条 草津市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則（平成27年草津市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第5条中、「同要綱第7条の予防接種の費用の徴収に関する事務」を「同要綱第9条の予防接種の接種料の免除に関する事務」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年3月30日掲示済み）

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第13号

草津市健康診査受診料徴収規則の一部を改正する規則

草津市健康診査受診料徴収規則（昭和58年草津市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

健康診査の種類	実施方法	1件についての受診料の額
メタボ予防健康診査	医療機関個別方式	1,800円
	集団健診方式	1,400円
肝炎ウイルス検診	医療機関個別方式 (B型およびC型)	900円
	医療機関個別方式 (B型のみ)	400円
	医療機関個別方式 (C型のみ)	900円
	集団検診方式 (B型およびC型)	500円
肺がん・結核検診	医療機関個別方式 (胸部エックス線撮影)	700円
	医療機関個別方式 (かくだん (喀痰検査))	800円
	集団検診方式 (胸部エックス線撮影)	400円
	集団検診方式 (喀痰検査)	300円
大腸がん検診	医療機関個別方式	500円
	集団検診方式	300円
胃がん検診	医療機関個別方式 (胃部X線検査)	2,200円
	医療機関個別方式 (胃内視鏡検査)	3,100円
	集団検診方式 (胃部X線検査) 胃がん検診単独	900円
	集団検診方式 (胃部X線検査) 総合検診	1,600円
子宮頸がん検診	医療機関個別方式	1,600円
	集団検診方式	1,400円
乳がん検診	医療機関個別方式 (乳房エックス線検査2方向撮影)	1,900円
	医療機関個別方式 (乳房エックス線検査1方向撮影)	1,400円
	集団検診方式 (乳房エックス線検査2方向撮影)	1,300円
	集団検診方式 (乳房エックス線検査1方向撮影)	1,200円
節目歯科健康診査	医療機関個別方式	900円
妊婦歯科健康診査	医療機関個別方式	900円

付 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月30日揭示済み)

草津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第14号

草津市契約規則の一部を改正する規則

草津市契約規則 (平成6年草津市規則第10号) の一部を次のように改正する。

第14条第1項第5号中「氏名」の右に「(法人の場合は、その商号または名称および代表者の氏名)」を加える。

第26条第2項第11号中「かし担保」を「契約不適合」に改める。

第42条第1項第2号および第4号中「正当な理由がなく」を削る。

第45条を削り、第46条を第45条とし、第47条を第46条とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市契約規則の規定は、施行日以降に新たに締結された契約について適用する。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第15号

草津市建設工事執行規則の一部を改正する規則
草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「担保責任」を「契約不適合責任」に改める。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 請負者が第1項第1号および第2号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は次の各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第36条第2項中「工事の重大なかし」を「工事目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であること」に改める。

第37条第1項中「にかしが」を「が契約不適合で」に改める。

「第5章 担保責任、損害の負担および補償」を「第5章 契約不適合責任、損害の負担および補償」に改める。

第49条を次のように改める。

（契約不適合責任期間）

第49条 市長は、引き渡された工事目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日ま

で請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 市長が第1項または第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項および第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 市長は、第1項または第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、請負者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質または市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその材料または指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りで

ない。

第50条の見出し中「担保」を「契約不適合」に改め、同条第1項中「かし」を「契約不適合」に、「相当の期間を定め、その修補またはその修補にかえ、もしくはその修補とともに、損害賠償の」を「、目的物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は、履行の追完を請求することができない。

第50条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、請負者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

第50条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市建設工事執行規則の規定は、施行日以降に新たに締結された契約について適用する。

(令和2年3月31日揭示済み)

草津市会計年度任用職員の任用等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第17号

草津市会計年度任用職員の任用等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職および任用数)

第2条 会計年度任用職員の職および任用数は、任命権者が別に定める。

(任用)

第3条 会計年度任用職員は、草津市職員の任用に関する規則(昭和55年草津市規則第2号)第7条第6号の規定に基づき、職務の遂行に必要な知識および技能を有する者のうちから、選考により任命権者が任命する。

2 会計年度任用職員の任用の手續および選考の方法は、任命権者が別に定める。

3 選考は、公募によることとする。

4 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 前年度に設置されていた職または当年度に設置されている職(以下「当該職」という。)に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合

(2) 職務の性質から、公募により難いと任命権者が認める場合

5 前項第1号の規定による公募によらない任用(以下「公募によらない再度任用」という。)は、4回を上限とする。

6 公募によらない再度任用は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は行わないものとする。

(1) 業務上の必要がなくなった場合

(2) 予算の減少、法令の改正等により廃職または減員する場合

(3) 第4項第1号の規定による能力の実証の結果が

良好でない場合

- (4) 職務の遂行に必要な能力および意欲を有していることが認められない場合
- (5) 健康上の問題により業務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (6) 前年度および当年度において法第29条および草津市職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和29年草津市条例第11号）に規定する懲戒処分を受けている場合
- (7) 任命権者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合
- （任期）

第4条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮したうえで、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に廃止前の草津市臨時職員等の給与・勤務条件に関する要綱（平成26年草津市告示第129号）の規定により設置された非常勤の職または臨時的任用の職のうち、任命権者が別に定める職については、第3条第4項第1号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の任命権者が別に定める職に任用されていた職員が、第3条第4項第1号の規定による公募によらない任用により、会計年度任用職員の職に任用された場合における当該職員の同条第5項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

（令和2年3月31日揭示済み）

草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第18号

草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者およびその委任を受けた者をいう。
- (2) 1号職員 法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。
- (3) 2号職員 法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。

（1週間の勤務時間）

第3条 2号職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間とする。

2 1号職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間の範囲内で、任命権者が定める。

（週休日および勤務時間の割振り）

第4条 日曜日および土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、1号職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、1号職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超え

ない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、4週間ごとの期間について週休日および勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（1号職員にあっては、8日以上の週休日）を設け、かつ、勤務日（前条第2項またはこの条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えないようにしなければならない。ただし、職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間について週休日および勤務時間の割振りを定めることまたは当該期間内に8日（1号職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である会計年度任用職員について、市長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設け、かつ、勤務日が引き続き12日を超えない場合には、この限りでない。

（週休日の振替等）

第6条 任命権者は、会計年度任用職員に第4条第1項または前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日のうち勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、または当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 任命権者は、前項の週休日の振替または4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、週休日の振替または4時間の勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、第4条第2項、前条および前項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

4 任命権者は、第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、前条の規定により週休日および勤務時間の割振りを定め、または第11条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第7条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号までおよび第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第3条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡および文書の收受を目的とする勤務その他の断続的な勤務を命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第8条 任命権者は、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に勤務することを命じる場合には、会計年度任用職員の健康および福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、正規の勤務時間以外の時間において1号職員に勤務することを命じる場合には、1号職員の正規の勤務時間が常勤職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（育児または介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務および時間外勤務の制限）

第9条 育児または介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務および時間外勤務の制限については、常勤職員の例による。

（時間外勤務代休時間）

第10条 任命権者は、時間外勤務手当を支給すべき会計年度任用職員に対して、別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置

の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として別に定める期間内にある正規の勤務時間が割り振られた日の当該正規の勤務時間（次条および第12条第1項に規定する休日および代休日を除く。）の全部または一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された会計年度任用職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 前2項に定めるもののほか、時間外勤務代休時間については、常勤職員の時間外勤務代休時間との権衡を考慮して別に定める。

（休憩時間および休日）

第11条 会計年度任用職員の休憩時間および休日については、常勤職員の例による。

（休日の代休日）

第12条 任命権者は、会計年度任用職員に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日または12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条または第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下次項および第3項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることができる勤務日等の期間および指定の手續等については、常勤職員の例による。

（休暇の種類）

第13条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間とする。

（年次有給休暇）

第14条 年次有給休暇は、一の会計年度ごとにおける

休暇とし、その日数は、一の会計年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1) 任用期間が6月を超える会計年度任用職員 1週間の勤務日数または1年間の勤務日数に応じて別表第1に定める日数

(2) 前年度から引き続き会計年度任用職員として任用された会計年度任用職員 1週間の勤務日数、1年間の勤務日数または任用年度（当該会計年度任用職員が任用初年度（会計年度任用職員として任用された年度）から引き続き任用されている年度までを通算した年度をいう。）の区分に応じて別表第2に定める日数

(3) 前2号に掲げるもののほか、会計年度の途中において新たに会計年度任用職員となり、または任期が満了することにより、任用期間が6月以下となる会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の任用期間および1週間の勤務日数、1年間の勤務日の日数に応じて別表第3に定める日数

2 前項の規定により付与される年次有給休暇の日数が、労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回るときは、同項の規定にかかわらず、当該日数の年次有給休暇を付与するものとする。

3 年次有給休暇は、任期の満了後に引き続き当該任期が満了する日の属する会計年度（以下「任期満了時の会計年度」という。）に係る会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期が満了した時点における年次有給休暇の残日数を、当該任用された日を始期とする任期に繰り越すことができる。

4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、任期の満了後に引き続き任期満了時の会計年度の翌会計年度（以下「翌会計年度」という。）に係る会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期が満了した時点における年次有給休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を、翌会計年度に繰り越すことができる。

5 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（年次有給休暇の単位）

第15条 年次有給休暇の単位は、1日または1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

2 前項の規定により1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 勤務日ごとに異なる勤務時間が定められている1号職員 勤務日1日当たりの平均勤務時間（当該会計年度のすべての勤務日の勤務時間の合計を当該勤務日の日数で除して得た時間をいう。）

(2) 前号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 当該会計年度任用職員に割り振られた1日当たりの勤務時間

（病気休暇）

第16条 病気休暇は、会計年度任用職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間で、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

(1) 公務上の負傷もしくは疾病または通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。）による負傷もしくは疾病の場合 療養に必要な期間

(2) 前号以外の負傷または疾病の場合 勤務日数に応じて10日の範囲内で必要と認める期間（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員または6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）

（特別休暇）

第17条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の理由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがや

むを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、または配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出または提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(4) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 市長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間

(5) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

(6) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）

(7) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分の範囲内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するものまたは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者もしくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第